

扶養申請書類チェックシート

扶養対象者の該当する状況に応じて必要書類をすべて提出してください。**(口にチェックをいれてチェックシートも提出ください)**
尚、申請書類の内容により追加で書類を依頼させて頂く事もありますのでご了承ください。

* 下記理由以外で扶養申請をされる場合は健康保険組合へお問い合わせください。

※提出書類はコピーと記入されているもの以外は原本を提出

提出 必須 書類	<input type="checkbox"/> (様式番号70) 扶養申請書類チェックシート	
	<input type="checkbox"/> (様式番号72)1/2 健康保険被扶養者(認定)異動届	
	<input type="checkbox"/> (様式番号72)2/2 被扶養者(家族)現況届	
	<input type="checkbox"/> 申請家族の個人番号確認書類	※「マイナンバーカード(両面)」のコピー、または「個人番号」を表示した住民票を提出してください
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票(続柄表示要)	※前回の資格取得日より6ヶ月以内の再申請であれば添付不要 ※申請家族が海外居住の時は「(様式番号80)国内居住要件の例外届」を提出してください

※「所得証明書」は居住地の市区町村役場(税務課窓口)で交付を受けられます。
※無収入でも交付されます。

口任意継続・特例退職被保険者の方はご自身の「所得証明書」or「確定申告書(コピー)」の提出も必要です。

申請 家族 の 状況 別 提出 書類 (該当 する もの は 複数 提出)	1. 収入がない場合	<input type="checkbox"/> ①直近の所得証明書
	2. 退職した場合(自営業をやめられた場合を含む)	<input type="checkbox"/> ②(様式番号73)退職誓約書
	(2-1)雇用保険未加入の場合	<input type="checkbox"/> ③(様式番号75)退職証明書、公務員の場合は辞令のコピー
	(2-2)失業保険の受給資格がない人	<input type="checkbox"/> ④離職票Ⅰ・Ⅱのコピー(ハローワークの「 法第13条不該当 」の捺印のあるもの)
	(2-3)失業保険を受給しない人	<input type="checkbox"/> ⑤離職票Ⅰ・Ⅱのコピー(ハローワークの「 法第4条不該当 」の捺印のあるもの)
	(2-4)失業保険を受給する人	<input type="checkbox"/> ⑥雇用保険受給資格者証の両面コピー
	(2-5)失業保険の受給を延長する人	<input type="checkbox"/> ⑦受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高齢雇用継続給付延長通知書のコピー
	(2-6)自営業をやめられた場合	<input type="checkbox"/> ⑧廃業証明書コピー <input type="checkbox"/> ⑨確定申告書・収支内訳表コピー(直近3年間分)
	3. 給付金の受給があった(ある)場合口	<input type="checkbox"/> ②(様式番号73)退職誓約書
	(3-1)雇用保険の受給が終了した場合	<input type="checkbox"/> ⑥雇用保険受給資格者証の両面コピー
	(3-2)傷病手当金等の受給が終了した場合	<input type="checkbox"/> ⑩期間満了通知書のコピー
	(3-3)傷病手当金等を受給中の場合	<input type="checkbox"/> ⑪支給決定通知書のコピー
	4. 結婚した場合	<input type="checkbox"/> ①前年の所得証明書 ⇒ 結婚によりお勤め先を退職された場合は、 ⑫結婚受理証明書 ⇒ 2.退職した場合に該当する書類 も提出が必要
	5. 収入が減少した場合	<input type="checkbox"/> ①前年の所得証明書 <input type="checkbox"/> ⑬(様式番号77)給与見込証明書 <input type="checkbox"/> ⑭直近3ヶ月の給与明細書コピー
	(5-1)給与収入のある人	
	(5-2)自営業等 (給与収入以外の収入がある人)	<input type="checkbox"/> ⑮確定申告書・収支内訳表コピー(直近3年間分)
	6. パート・アルバイトなどで働いている場合 お勤め先で下記基準すべてを満たしている方は扶養となれません。 ①週の所定労働時間が20時間以上である ②月額賃金8.8万円以上 ③勤務時間が1年以上見込まれている ④学生でない ⑤規模501人以上の企業である	<input type="checkbox"/> ⑬(様式番号77)給与見込証明書 <input type="checkbox"/> ⑭直近3ヶ月の給与明細書のコピー <input type="checkbox"/> ⑯前年の所得証明書か 源泉徴収票のコピー(いずれかを提出 (前年の所得証明書が取れない期間(1月~6月)の申請者のみ源泉のコピー提出でも可))
7. 子を扶養とするとときに配偶者が被扶養者でない場合	<input type="checkbox"/> ⑰配偶者の年間収入が確認できる書類(前年の所得証明書 等)	
8. 年金を受給している場合 (国民・厚生・個人・遺族・障害 等)	<input type="checkbox"/> ⑱直近の(改定・振込)通知書のコピー *遺族年金を受けられる場合は年金事務所で見込額を算定の上、書類提出	
9. 他の健康保険の資格を喪失して扶養異動する場合	<input type="checkbox"/> ⑲健康保険資格喪失証明書	
10. 学生の人(注1)	<input type="checkbox"/> ⑳学生証又は在学証明書のコピー	
11. 外国国籍の人	<input type="checkbox"/> ㉑在留カードのコピー(住民票に在留カードの内容が表示されていれば提出不要)	
12. 障害者の人	<input type="checkbox"/> ㉒障害者手帳のコピー	
13. 養子縁組した人	<input type="checkbox"/> ㉓養子縁組した日が確認できる書類(養子縁組受理書など)	
14. 国民健康保険に加入されている人	<input type="checkbox"/> ㉔国民健康保険証のコピー	
15. 医療費の助成を受けられている人	<input type="checkbox"/> ㉕医療費受給資格者証のコピー	
16. 子・孫・兄弟・姉妹・父母で同居の人 ※ (但し、子は16未満と学生は除く)	<input type="checkbox"/> ㉖(様式番号79)生活費明細書(同居用) <input type="checkbox"/> ㉗同居の方の前年の所得証明書(16歳未満及び学生の場合は不要)	
17. 別居の人	<input type="checkbox"/> ㉘(様式番号74)別居誓約書 <input type="checkbox"/> ㉙仕送り明細書のコピー(6ヶ月分) <input type="checkbox"/> ①前年の所得証明書 <input type="checkbox"/> ①同居の方の前年の所得証明書(16歳未満及び学生の場合は不要)	
(17-1)同居人なし		
(17-2)同居人あり		

※16歳以上(義務教育修了後)~60歳未満(配偶者を除く)は、通常、就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できるとされており。

このため、被扶養者になるためには書類の提出により、就労できない状態にあることを証明し、被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあることを申告して頂く必要があります。**(注1)全日制以外の学生の方は別途収入が確認できる書類の提出が必要です。**

* 次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・被保険者が扶養申請対象者の主たる生計維持者と判断できない方
- ・年間収入が130万円以上の家族(60歳以上、障害年金受給者は180万以上)、または被保険者の収入の1/2以上の収入がある家族(非課税収入も含む)
- ・失業給付の給付制限期間(3ヶ月)がない場合は、失業給付の受給終了後に申請してください。
- ・退職によって申請する場合、既に次の就職が決まっている場合(社会保険適用等)は認定できない場合があります。